

放課後児童クラブの基準に関する専門委員会（第4回）

ヒアリングにおける意見・要望

平成 25 年 9 月 30 日

財団法人 児童健全育成推進財団

子どもは、「児童憲章」（昭和 26 年）において、人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられる、と謳われています。また、「児童の権利に関する条約」（平成元年）においては、子どもを権利の主体としてとらえ、子どもに関するあらゆる活動に際しては「児童にとって最善の利益」を第一義的に考慮すべきことを宣言しています。

私たちは、わが国の「児童福祉法」第 1 条～第 3 条の理念に示されているように、親とともに国および地方公共団体、そして社会（国民）が、子どもの養育に責任を負っていることを確認し合わなければなりません。

放課後児童クラブは、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に謳われている児童福祉事業です。子どもたちが社会の都合のみに合わせられることなく、社会の見識において子どもの最善の利益を保障する放課後をこそ構築すべきだと思います。

子どもの健全な放課後生活に地域格差が出ないように、実施主体の如何にかかわらず基準や方向性は国がしっかりと示されることをお願い申し上げます。

要 望

1. 放課後児童指導員の資格要件について

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条」を放課後児童指導員の資格要件にして、放課後児童クラブに関する研修を付加して下さい。

【説明】

- ①子どもの援助者としてふさわしい人格の備わった大人が、放課後児童指導員になることが望ましい。
- ②児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 7 条は、「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」であって「できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」が児童福祉施設における職員の一般的要件であるとしている。

豊かな人間性と倫理観は、大学でいう学資力であり、短大における準学資力である。どのような専門領域であっても必要とされる社会人の基礎教養であって汎用性のあるスキルをいう。基準 38 条の 5、6 のイ・ロ・ハ・ニの要件もこのことを指している。

この汎用的スキルを土台として専門的スキルを研修で補うことが求められる。放課後児童指導員の質の担保のために、自治体における現任研修の充実を希望する。

- ③保育士の資格は準学資力をベースに専門的な知識と技能を習得することをその内容としている。保育士はすべての児童福祉施設に汎用性のある資格要件であり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 38 条は、その汎用性に着目している。
- ④放課後児童クラブと「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条」との関連性については、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項において「…授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を…」と、児童館との直接の関連性を謳っている。

2. 放課後児童指導員の研修について

各都道府県・政令指定都市における放課後児童指導員の研修の充実を図ることが重要であると考えます。

以下の の現任研修をそれぞれ充実して下さい。

【説明】

- ①財団法人児童健全育成推進財団は、昭和 51 年から児童厚生員ならびに放課後児童指導員を対象とした研修会を以下のように実施している。

<input type="checkbox"/> 有資格者に対する基礎研修会	児童厚生員等基礎研修会 地方分散型児童厚生員等基礎研修会
<input type="checkbox"/> 有資格者に対するステップアップ研修会	中堅児童厚生員等研修会 全国児童厚生員指導者養成研修会 全国児童館長研修会 テーマ別専門研修会
<input type="checkbox"/> 無資格者に対する研修会	放課後子どもプラン指導者研修会

《国庫補助を受けて厚生労働省とともに実施している研修会》

の基礎研修会は、平成 24 年度の実績で 43 都道府県にて全 388 回の研修会を実施し、延べ約 30,000 人に体系的な研修機会を創出している。

②児童健全育成推進財団が独自に認定している『児童厚生2級指導員』資格取得者は24,000人にのぼっている。

3. 放課後児童指導員の数について

指導員数は、子どもの育成・支援の質的担保と安全管理の観点から1クラブにつき最低2人以上の指導員を配置することとして下さい。

4. 放課後児童クラブの集団規模について

現行の放課後児童クラブのガイドラインで示されている通り、クラブの集団規模は1クラブ40人までが適切であると考えます。

■参考

【大規模クラブの問題点について】

※現場指導員の聞き取りより

- ・児童の安全の確保ができにくくなる
- ・子どもの状況把握・個別対応が難しい
- ・集合、点呼などに時間がかかり、「待つ」「がまんする」「並ぶ」時間が多くなる
- ・ケガ、トラブル、いじめ、配慮を必要とする子ども等への適切な対応が難しくなる
- ・感染症の拡大など、衛生面でも心配が増える
- ・安全確保に傾注して、健全育成の取組に意識が向かない
- ・災害時などの対応が困難となる
- ・子ども・職員・保護者相互の関係が希薄になりやすい
- ・子ども同士の友達関係も希薄になる
- ・職員数も多くなることで職員間の方針共有や意思疎通が難しくなる
- ・指導員の精神的・肉体的負担が大きくなる

5. 放課後児童クラブの施設・設備について

子どもたちのストレスができる限り少ない環境が必要であると考えます。

【説明】

- ①児童が過ごす専用スペースは、子どもが生活する空間であって、固定設備の面積を除いて1.65㎡以上が確保されるよう主導していただきたい。

■参考：某市のある日のクラブ。1人あたり4.17㎡だが10名以上欠席してこの状態。



②静養室・静養スペースは、個室でなくとも、児童が少し横たわれるスペースは設けるよう指導していただきたい。

6. 開所日数・開所時間について

子どもたちのストレスができる限り少ない設定が必要であると考えます。

【説明】

- ①開所日数は、現行のガイドライン通り250日程度で問題ないと考えます。
- ②開所時間は、子どもたちの生活や発達への影響を考慮されることを願います。

7. 放課後児童クラブの基準全般について

- ①放課後児童クラブの「量的拡大」だけでなく「質的拡充」にも力を注いでいただきたい。
- ②放課後児童クラブのコンプライアンスと放課後児童指導員の倫理規定を明記すること「従うべき基準」にしていただきたい。
- ③児童福祉事業として、ひとり親家庭や貧困家庭などが優先入所できるよう指導していただきたい。

- ④放課後児童クラブのサービス向上は、指導員の処遇改善とセットで検討していただきたい。
- ⑤対象児童が6年生までとした今、放課後児童指導員も児童厚生員の研修を受けてもらうよう指導していただきたい。
- ⑥公的な福祉事業としての放課後児童クラブと塾やお稽古事を中心とした事業が弁別されるよう配慮していただきたい。

8. その他

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第38条の資格名称「児童厚生員」を復活して下さい。

【説明】

- ①「遊びを指導する者」というのは、制定当時「児童厚生員」を説明するための括弧書説明文であった。名称独占資格ではないので地方自治体を拘束しないようにという趣旨で、自治省の申入れで変更されたものである。
- ②児童館は、遊びを通して子どもの発達と生活支援、子育て家庭支援、地域の拠点としてあらゆる児童問題を支援しています。また、放課後児童クラブの役割は放課後の子どもたちの育成支援にある。「遊びを指導する者」という呼称は、これらの内容の一部のみを示した説明となっており、職員の士気を阻喪させる。
- ③児童館や放課後児童クラブにおける機能・役割を明確にするためにも、現在も児童館において一般化され親しまれている「児童厚生員」の資格名称を復活されたい。

以上

児童厚生員養成校（課程）の概要

開始年	平成 8 年（1996 年） ※認定児童厚生員資格制度の創設は平成 4 年（1992 年）より
児童厚生員養成課程とは	「児童厚生 1 級指導員」ならびに「児童厚生 2 級指導員」資格取得のために、大学・短期大学の教育課程に開設された複数の科目群。履修形態・方法、単位数計算については、大学・短期大学設置基準（文部科学省令）による
児童厚生員校の認定要件	学校教育法に基づく大学・短期大学・専修学校であって、なおかつ、厚生労働大臣指定の保育士養成校であること。 児童厚生員養成課程の指定科目を必要単位取得できる教育課程を設けていること。
審査・手続き等	認定の可否は申請書類に基づいて、財団法人児童健全育成推進財団内の「児童厚生員養成課程認定委員会」にて決定するもの。申請の際には、当該カリキュラム、担当教員の経歴、実習先児童館一覧を所定の書式に基づいて提出すること。
全国の養成校所在都道府県	北海道、青森県、岩手県、宮城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、島根県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、沖縄県 (27 都道府県)
養成校（課程）数	全国 45 校 47 学科
資格取得者数	児童厚生員養成校における資格取得者（平成 25 年 3 月現在） 「児童厚生 1 級指導員」 502 人 「児童厚生 2 級指導員」 12,072 人 合計 12,574 人

児童厚生員養成課程の指定科目および単位数

(※2級＝「児童厚生二級指導員」／1級＝「児童厚生一級指導員」)

指定科目名	単位数		内 容 ※
	2 級	1 級	
児童の健全育成と福祉	2	2	児童福祉の観点からの健全育成の理念、その具体的内容、現代の子どもの課題、子どもの健全育成にとっての遊びの意義と遊びを通じた健全育成活動の具体的事例等。
児童館の機能と運営 (放課後児童クラブを含む)	2	2	児童館の施設概要、施設規模別特徴、施設機能と運営上の留意点、児童館ガイドライン、今後の課題等。 放課後児童クラブの事業概要、事業内容と事業実施上の留意点、放課後児童クラブガイドライン、今後の課題等。 ※保育士養成課程指定科目の読み替え不可
児童館の活動内容と指導法 (放課後児童クラブを含む) 文化・表現活動、運動・野外活動、子育て支援、等	2	4	音楽・リズム遊び、身体を使った表現遊び、造形遊び、コミュニケーション遊び、読み聞かせや紙芝居、その他、児童文化財やメディアを活用した遊び等、健全育成に資する様々な活動の具体的方法やプログラムの進め方。
児童福祉援助技術	2	2	児童福祉現場における対人援助技術の理論と児童ソーシャルワーカーとしての役割、ケースワークの原則や特徴・実践方法（ケース会議・記録、相談援助の方法、配慮を要する児童への対応）、グループワークの原則や特徴・実践方法（プログラム作成のポイント、展開方法、プログラム素材の意味、プログラム分析の視点）、他。
地域福祉 I. 地域福祉論 II. コミュニティーワーク演習	2	4 I (2) II (2)	コミュニティーワークの原則や特徴、実践方法（広報、アウトリーチ、地域連携、社会資源の活用、組織化）、他。（演習を含む。） ※保育士養成課程指定科目の読み替え不可
児童館実習	2 (10日間)	4 (20日間)	実際の児童館（放課後児童クラブ）の理解。 (活動内容、1日の流れ、利用者の様子、職員の役割と声掛けの方法、地域との連携、他) ※保育士養成課程指定科目の読み替え不可
合計単位数	12	18	

※ 履修形態・方法、単位数計算については、大学・短期大学設置基準（文部科学省令）による。

県13年度予算案より：放課後児童クラブ 指導員の給与改善 有資格者助成金、施設に支給へ /山形

毎日新聞 2月19日(火)12時49分配信

学童保育など放課後児童クラブで働く指導員の資格取得や、給与などの処遇改善を図るための助成を新たに始める。関連予算で8億9480万円を計上した。資格取得に向けた研修会の開催や、保育士と比べて低いとされる給与所得が上がるよう、有資格の指導員への助成金を施設に支給する。県によると、全国初の取り組みという。

県子育て支援課によると、昨年5月1日現在、公営、民営合わせて257施設に930人の指導員がいる。うち保育士などの有資格の指導員は641人おり、全指導員が少なくとも財団法人児童健全育成推進財団の資格「児童厚生員」を取得できるよう県内4地域で研修会を実施する。研修を受けやすくするため、施設に対し他の職員が雇えるよう助成する。全指導員の資格取得を後押しすることで、サービスの質を向上させ子供を預けやすい環境を整えるのが狙い。

また、民営の放課後児童クラブ227施設の有資格指導員の処遇改善を図るため、6時間以上勤務の指導員1人当たり1万5000円を支給する。施設に支給するためあくまで配分は施設に任せる方針だが、指導員の処遇改善計画を提出してもらう予定だ。

同課は「働く人の子育て支援や、指導員の処遇の改善で若者の働き手を増やすことにもつなげたい」と期待している。【浅妻博之】

2月19日朝刊

最終更新:2月19日(火)12時49分

